

官公需適格組合と在籍出向技術者の取扱いについて

官公需適格組合※1 = 組合が元請として施工
 【業許可あり・経審あり】

①**監理技術者**
 (主任技術者) = 要件を満たす組合員からの在籍出向者を
監理技術者(主任技術者)として配置可能

②**その他の従業員** = 要件によらず組合員からの在籍出向者等を
監理技術者(主任技術者)以外として配置可能

①↑ ②↑ ×下請不可※2 ①↑ ②↑ ×下請不可※2 ①↑ ②↑ ×下請不可※2

組合員 (同一都道府県内)
 【業許可あり・経審なし】

①**監理技術者**
 (主任技術者) として**出向可**

②**その他従業員**
 として**出向可**

組合員 (同一都道府県内)
 【業許可あり・経審なし】

①**監理技術者**
 (主任技術者) として**出向可**

②**その他従業員**
 として**出向可**

組合員
 【業許可なし】or【経審あり】

①**監理技術者**
 (主任技術者) として**出向不可**
 (要件を満たさないため)

②**その他従業員**
 として**出向可**

○**下請可**
 (例: 組合が取得していない許可業種等)

↓

組合員以外
 (組合に所属していない企業)

【要件】

(1) 組合及び組合員の要件

- 1) 組合が、①建設業者であり、かつ②官公需適格組合であること
- 2) 組合員が、以下の全てを満たすこと
 - ①建設業者であり、②経営事項審査を受けておらず、③主たる営業所の所在地が組合の所在地と同一都道府県内にあること

(2) 施工時の要件

- 1) 施工方法が共同施工方式(各施工担当組合員の技術者、資金、建設機械等の経営資源を組合に持ちよって、組合自身が施工主体となり、工事を完成させる方式)であり、組合が組合員(組合への在籍出向を行わない組合員を含む)と当該工事について下請契約を締結していないこと。(※当該組合に属さない建設業者に下請契約することは差し支えない。)

※1 経済産業局(中小企業庁)が証明

※2 組合に在籍出向者を監理技術者(主任技術者)として配置する工事の場合。配置しない場合は、下請可。